

事務事業名	子育て支援事業費	所管課	こどもみらい課
-------	----------	-----	---------

【予算科目】

款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費 細目：児童福祉費
 事業：子育て支援事業
 細事業：子育てメイト活動支援事業費（外3事業）

【施策体系】

新プラン計画事業
 悠々・安心・快適社会／温かな福祉社会づくり／子どもの健全育成と子育て環境整備

【事業の目的】

子育てに不安や悩みを抱える家庭の身近な存在として、子育てに関する相談や支援等の業務に従事する「青森県子育てメイト」を配置し、その活動の活発化を通して、子どもを健やかに生み育てる環境づくりを推進するものである。

【事業の概要】

- 1 子育てメイト活動支援事業（細事業1）
 - (1) 青森県子育てメイト連絡協議会の開催（総会1回、理事会2回）
 - (2) 子育てメイト組織活動支援事業費補助金の交付（1地区：50,000円以内の額）
 （市町村子育てメイト連絡協議会を設置している市町村において、子育てメイトが組織的に行う学習活動費等に対する補助金）
 - (3) 市町村子育てメイト連絡協議会運営費交付金の交付（メイト数×848円+14,200円）
 （総会及び懇話会等の協議会運営費に対する交付金）
- 2 子育てメイト資質向上研修事業（細事業2）
 - (1) ブロック研修会の開催（各健康福祉こどもセンターこども相談部主催：全6回）
 - (2) 子育てメイト活動マニュアル（改訂版）の作成・配布
- 3 子育てメイト普及強化事業（細事業3）

子育てメイトPRのためのポスター・チラシの作成及び広告（新聞等）の実施
- 4 子育て支援事業費補助金の交付（国、県：各57,000円以内の額）（細事業4）
 （市町村において、地域の実情に合った子育て支援施策を推進するため、子どもに関する問題を総合的に協議検討する「子どもの幸せ推進会議」開催費に対する補助金）

【執行計画の有無】 有

「青森県子育てメイトの設置等に関する要綱」により実施

【予算の状況】

（単位 千円）

当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備考
45,220	△5,768	39,452	36,595	2,857	92.8	決算額は監査調書上の数字
			37,140	2,312	94.1	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字
			36,595	2,857	92.8	決算額は監査で確認した結果の数字

（節別内訳）

（単位 千円）

節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C
報酬	22,000	21,753	247	21,507	493	21,753	247
報償費	270	8	262	0	270	8	262
旅費	2,879	3,166	△287	2,879	0	3,166	△287
需用費	5,878	3,556	2,322	5,540	338	3,556	2,322
役務費	2,019	1,813	206	1,285	734	1,813	206
使用料及び賃借料	255	625	△370	255	0	625	△370
負担金、補助及び交付金	6,151	5,674	477	5,674	477	5,674	477
計	39,452	36,595	2,857	37,140	2,312	36,595	2,857

※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。

＜補正をしている場合はその理由＞ 2月補正（報酬△2,000千円、負担金、補助及び交付金△3,768千円）
 報酬：支給対象となる子育てメイト数を当初計画より少なくなると見込んだため。
 負担金、補助及び交付金：交付件数を当初計画より少なくなると見込んだため。

＜一つの節で10万円以上の不用額＞ 報酬247千円、報償費262千円、需用費2,332千円、役務費206千円、負担金、補助及び交付金477千円

・不用額が生じた理由

- 1 報酬
支給対象となる子育てメイト数は、2月補正予算後の見込みを上回ったものの、支給額において、最終予算額を下回ったため。
- 2 報償費
新たな補助金及び交付金の制度等を説明するため、各健康福祉こどもセンターこども相談部（児童相談所）が主催する研修会について、市町村別研修会（講師による活動時の留意事項など実務的な研修）を実施せず、ブロック研修会（所管課による事務連絡等）を実施したことから、予算額を下回ったため。
- 3 需用費
子育てメイト活動マニュアル及び子育てメイトPR用ポスター・チラシの購入単価等が予算額を下回ったため。
- 4 役務費
子育てメイトPRの広告料等が予算額を下回ったため。
- 5 負担金、補助及び交付金
交付件数が2月補正予算後の見込みを下回ったこと等により、交付額が最終予算を下回ったため。

・減額補正をしなかった理由

- 1 報償費及び役務費
児童相談所が主催する研修会等が、年度末まで行われることから、2月補正予算の編成時期において所要額を見込めなかったため。
- 2 需用費
子育てメイト活動マニュアル（改訂版）の見直作業・発注が年度末に及んだことから、2月補正の編成時期において所要額を見込めなかったこと、及び児童相談所が主催する研修会等が、年度末まで行われることから、2月補正予算の編成時期において所要額を見込めなかったため。

＜一つの節で10万円以上の超過額＞ 旅費287千円、使用料及び賃借料370千円

・超過額が生じた理由

- 1 旅費
ブロック研修会へ所管課が出席する必要があったほか、所管課が全市町村において子育てメイトとの懇談会を開催する必要があったことから、予算額を上回ったため。
- 2 使用料及び賃借料
ブロック研修会等において、多数の子育てメイト等が一堂に参集できる施設としてホテル等を使用したものがあることから、予算額を上回ったため。

・増額補正をしなかった理由 他の事業予算により対応できたため。

【監査の概要】

1 事務事業を実施するに至った背景

近年、都市化や核家族化の進行のほか、子どもに対する虐待問題の顕在化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における子どもをめぐる問題は、複雑、多様化してきている。

このため、子育てに不安や悩みを抱えたまま、身近に相談する相手もなく、子育てに過大な負担を感じている家庭が増えてきており、地域ぐるみで子育てを支援することが求められている。

このことから、地域における子育て支援の担い手として、平成9年8月、県が子育て経験を有する者を「青森県子育てメイト」（非常勤の特別職）として配置したものであること。

2 過去5年間（平成10年度から14年度まで）の事業実施状況

年度	子育てメイト数	活動件数		
		相談支援件数	関係機関連絡件数	合計
10年度	995	82,382	—	82,382
11年度	2,615	90,756	—	90,756
12年度	2,694	49,305	590	49,895
13年度	2,648	48,551	461	49,012
14年度	2,669	66,764	637	67,401

関係機関（児童相談所、市町村等）への連絡件数：平成12年度から集計

3 事務事業の目標とする指標と実績の関係

(平成15年7月16日現在)

区分	指標名 (指標式)			H11	H12	H13	H14	目標年度 (H)
成果 指標	指標1	子育てメイト活動件数(相 談支援件数)	目標	—	—	—	—	—
			実績	90,756	49,305	48,551	66,764	
活動量 指標	指標2	子育てメイト数	目標	3,000	3,000	3,000	3,000	—
			実績	2,615	2,694	2,648	2,669	
効率性 指標	—	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	

4 予算の執行状況と事業目的との関係

当該事業のために執行されている。

【問題点等】

1 予算執行上の問題点

- (1) 財政課提出「平成14年度決算統計節別集計表」の決算額と一致していない。
- (2) 補助金及び交付金において、現行の交付申請書に添付する計画書及び実績報告書に添付する実績調書の様式では、補助対象経費の積算根拠が不十分であるため、事業ごとの支出内訳額(報償費、旅費等の経費)を記載する様式への改正について、検討する必要がある。
さらに、より確実な補助金及び交付金の確定を行うため、支出済額に係る証拠書類(領収書等)を実績報告書の添付書類とすることについても、併せて検討する必要がある。

2 事務事業執行上の意見等

- (1) 事務事業評価における成果指標として、「子育てメイト活動件数(相談支援件数)」を設定しているが、事業の目的に沿った子育てメイトの活動の活発化を正確に評価する観点から、関係機関連絡件数を加えた「子育てメイト活動件数(相談支援件数+関係機関連絡件数)」が、同指標として考えられる。
また、子育てメイトの活動の活発化を評価する指標としては、上記のほかに、「1子育てメイト当たりの活動件数」を、設定することも考えられる。
- (2) 活動量指標については、「子育てメイト数」を設定しているが、事業の実際的な活動量を把握できる、より適切な活動量指標を、設定するように努める必要がある。
- (3) 当該事業の目的である「子育てメイトの活動の活発化を通して、子供を健やかに生み育てる環境づくりを推進する」との主旨を踏まえ、全ての細事業のコストは、最終的には、子育てメイトの活動推進に要するコストとして、集約されると考えられる。
このため、当該事業を効率性・経済性の観点から評価をするうえで、効率性指標(コスト/活動量)として「1活動当たりのコスト」を、設定することも考えられる。
- (4) その他の指標においても、一部設定されていないものがあるので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。
- (5) 子育てメイトが活動上把握すべき、担当区域内の対象世帯数(主に就学前の児童を養育している世帯数)等について、十分把握されていない。
このため、県(児童相談所等)の支援はもとより、市町村の協力を得て、子育てメイトに対する活動上把握すべき情報の提供について、徹底する必要がある。
- (6) 子育てメイトが活発な活動を行うためには、今後とも、市町村の協力を得て、児童の実態等の把握及び乳幼児健康診査への従事等による母親との交流等を図る必要がある。
一方、県及び市町村は、次世代育成支援対策推進法の制定により、平成17年度において「地域における子育ての支援計画等の策定」を義務付けられているほか、市町村においては、児童福祉法の改正により、平成17年度から、その区域内において「子育て支援事業の実施等」を義務付けられている。
これらのことも踏まえ、今後、県と市町村が、子育て支援において果たすべき役割を体系的に整理したうえで、より実効的かつ効率的な「子どもを健やかに生み育てる環境づくり」を推進する方策について、当該事業の見直しを含めて検討する必要がある。

事務事業名	心のヘルスアップ事業費	所管課	障害福祉課
【予算科目】			
款：環境保健費 項：公衆衛生費 目：精神保健福祉費 細目：精神保健福祉費			
事業：心のヘルスアップ事業費			
細事業：①心のヘルスアップ専門家会議の開催費 ②自殺防止実態調査費 ③心のヘルスアップフォーラム開催費 ④心のヘルスアップ研修会開催費 ⑤いのちの電話助成事業費 ⑥高齢者自殺予防事業費			
【施策体系】			
新プラン計画事業			
悠々・安心・快適社会／健康づくりと医療の充実／健康づくりの充実			
【事業の目的】			
高齢者及び壮年期を中心とした自殺防止対策を実施し、自殺者数の減少を図る。			
【事業の概要】			
1 心のヘルスアップ専門家会議の開催（実施年度 H13～16年度） 精神保健福祉分野の専門家により自殺防止対策を検討し、全国最下位レベルにある本県の平均寿命の改善を図るための重点目標の一つである「自殺の低減」を図る。			
【14年度の実施状況】			
・自殺防止対策の提案 開催回数：2回 委員数：12名			
2 自殺防止実態調査（実施年度 H13～16年度）			
自殺予防に資するための情報を収集し、解析し、自殺原因の究明を図り、自殺防止活動の一助とする。			
【14年度の実施状況】			
・調査内容の集計・解析の業務委託			
委託先：大山博史立命館大学助教授 「青森県自殺予防実態調査報告書」提出			
・医師による自殺の情報提供			
(実施上困難なものがあり実施されなかった。補正で委託料全額減)			
3 心のヘルスアップフォーラム開催（実施年度 H13～16年度）			
地域の保健福祉関係者に対し、自殺防止について啓発活動を行い、予防活動の一助とする。			
【14年度の実施状況】			
・フォーラム（基調講演、シンポジウム） 開催回数：1回			
参加者：民生委員、保健協力員、市町村、学校・教育関係者、保健所等 299名			
4 心のヘルスアップ研修会開催（実施年度 H14～16年度）			
医療従事者のネットワークの確立を図り、自殺原因となりやすい鬱病患者に適切な医療を施すことにより、自殺者の減少を図る。自殺防止対策に関する知識を習得させる。			
【14年度の実施状況】			
・医療従事者に対し研修会開催 開催回数：2回			
参加者：精神科医以外の医師 69名			
委託先：青森県医師会			
5 いのちの電話助成事業（実施年度 H14～16年度）			
「いのちの電話」の充実強化を図り、自殺の低減を図る。			
【14年度の実施状況】			
・電話相談員養成研修 開催回数：11回 養成された新規相談員：10名 研修者：延べ263名			
・いのちの電話活動普及啓発事業（機関誌発行、ポスター・ミカド配付、自殺予防講演会開催）			
補助金交付先：あおもりいのちの電話（弘前市）			
6 高齢者自殺予防事業（実施年度 H14～16年度）			
高自殺者数の大きな要因である高齢者の自殺について、町村における自殺防止活動を活発に推進させる。			
【14年度の実施状況】			
・自殺予防研修会の開催 開催回数：2回 参加者：市町村、保健所職員 89名			
・高齢者自殺予防支援 高自殺町村6町村で実施の予定だったが、実施しなかった。			
【執行計画の有無】 有			
「健康あおもり21」（H13年1月策定）、予算要求時の資料に基づき実施			

【予算の状況】

(単位 千円)

当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備 考
6,500	△956	5,544	4,388	1,156	79.1	決算額は監査調書上の数字
			5,419	125	97.7	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字
			4,388	1,156	79.1	決算額は監査で確認した結果の数字

(節別内訳)

(単位 千円)

節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C
報償費	275	246	29	175	100	246	29
旅費	1,501	670	831	1,501	0	670	831
需用費	1,278	1,102	176	1,278	0	1,102	176
役務費	377	377	0	356	21	377	0
委託料	950	947	3	946	4	947	3
使用料及び賃借料	163	46	117	163	0	46	117
負担金、補助及び交付金	1,000	1,000	0	1,000	0	1,000	0
計	5,544	4,388	1,156	5,419	125	4,388	1,156

※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。

＜補正をしている場合はその理由＞ 2月補正（報償費△956千円）

- ・会議開催回数の減少による謝金の減（△231千円）（心のヘルスアップ専門家会議）
- ・医師による自殺の情報提供料の減（△725千円）（自殺防止実態調査）

＜一つの節で10万円以上の不用額＞ 旅費831千円、需用費176千円、使用料及び賃借料117千円

・不用額が生じた理由

- 旅費：高齢者自殺予防事業の一部事業が市町村の希望がなく実施されなかったため。
- 需用費：事業実施できなかったこと及び全体的な経費節減のため。
- 使用料及び賃借料：心のヘルスアップフォーラムの会場借上料が公的施設の利用で節減（全額）したため。

・減額補正をしなかった理由

補正時期の後に、高齢者自殺予防事業及び心のヘルスアップ専門家会議を予定していたため。

＜一つの節で10万円以上の超過額＞ 該当なし

【監査の概要】

1 事務事業を実施するに至った背景

本県の自殺者数は、平成9年度から平成11年度まで全国自殺率ワースト4位、平成12年度から13年度はワースト6位となっており、健康寿命延伸の大きな障害となっている。

※平成14年度は2位

2 事業開始年度から平成14年度までの主な実施状況

- 平成13年度
 - 心のヘルスアップ専門家会議の開催
 - 自殺防止実態調査の実施
 - 心のヘルスアップフォーラムの開催
- 平成14年度
 - 心のヘルスアップ研修会開催
 - いのちの電話助成事業の実施
 - 高齢者自殺予防事業の実施

3 事務事業の目標とする指標と実績の関係

(平成 15 年 8 月 22 日現在)

区分	指標名 (指標式)			H11	H12	H13	H14	目標年度 (H16)
成果 指標	指標 1	自殺者数 (人)	目標	—	—	—	—	384
			実績	479	405	423	536	
活動量 指標	指標 2	いのちの電話相談員養成 数 (人)	目標	—	—	—	—	114
			実績	62	69	78	88	
	指標 3	こころのヘルスケアフォー ラム参加者数 (人)	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	378	299	
効率性 指標	—	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	

○本県の自殺の状況

(単位 人)

区分	男性	女性	計	死亡率 (人口10万人 当たりの死亡 者数)	全国順位 (高率の 順)	計のうち40～50代の男性	
						(40～59歳)	総数に占める割合 (%)
H10年度	355	136	491	33.3	4位	164	33
H11年度	348	131	479	32.5	4位	160	33
H12年度	282	123	405	27.5	6位	119	29
H13年度	326	97	423	28.8	6位	157	37
H14年度	406	130	536	36.6	2位	214	40

※「健康あおり21」で掲げる目標

平成 11 年度 (策定時) 自殺者数 479 人 (100%)

平成 21 年度 (10 年後) " 294 人以下 (61%)

10 年間で 49% 程度の減少を目標としている。

4 予算の執行状況と事業目的との関係

当該事業のために執行されている。不用額のうち需用費の一部については他事業の経費として執行している。

【問題点等】

1 予算執行上の問題点

- (1) 財政課提出「平成 14 年度決算統計節別集計表」の決算額と一致していない。
- (2) 不用額のうち需用費の一部について、他事業の経費として執行しているものがある。

2 事務事業執行上の意見等

- (1) 評価指標の一部が設定されていないので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。
- (2) 高齢者自殺予防事業において、主たる事業が、市町村の実施希望がないことから取りやめになり、その結果、不用額が発生するなど、当初の事業計画に無理が有るものがあり、今後は、より適正な事業計画の樹立について、検討する必要がある。
- (3) 心のヘルスアップ事業は、事業開始して 2 年度目であり、早急に事業効果 (自殺者減少) を望むことに若干無理があると思われるが、高齢者のみならず最近の経済不況、リストラ等の影響が考えられる壮年者 (40～50 代) の自殺の増加に対するこれまで以上の取組について、検討する必要がある。

事務事業名	貸金業相談員の配置に要する経費	所管課	商工政策課
--------------	-----------------	------------	-------

【予算科目】

款：商工費 項：商工費 目：中小企業振興費 細目：金融対策費
 事業：貸金業者の指導・監督
 細事業：貸金業相談員の配置に要する経費

【施策体系】

その他行政事務（サービス）経費

【事業の目的】

貸金業関係の苦情及び相談の処理に従事する専任の貸金業相談員を配置することにより、苦情・相談に対して、迅速かつ的確な処理を図る。

【事業の概要】

貸金業相談員の設置

【執行計画の有無】 無

（予算要求時の資料に基づき実施）

【予算の状況】

（単位 千円）

当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備考
2,012	24	2,036	2,036	0	100	決算額は監査調書上の数字
			2,036	0	100	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字
			2,036	0	100	決算額は監査で確認した結果の数字

（節別内訳）

（単位 千円）

節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C
報酬	1,767	1,767	0	1,767	0	1,767	0
共済費	269	269	0	269	0	269	0
計	2,036	2,036	0	2,036	0	2,036	0

※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。

<補正をしている場合はその理由> 12月補正(共済費24千円)
共済費の料率の変更

<一つの節で10万円以上の不用額> 該当なし

<一つの節で10万円以上の超過額> 該当なし

【監査の概要】

1 事務事業を実施するに至った背景

長期的な景気の低迷等による倒産企業の増加及び企業のリストラ等による失業者の増大並びに大手貸金業者の無人機設置等による借り易い状況が貸付けを増加させており、平成7年度以降、苦情・相談件数が年々増加。平成9年度には前年度に比較して倍近い相談件数となっている。

また、苦情・相談件数の増加もさることながら、苦情・相談内容が複雑かつ慎重さを要する内容となってきたため、担当職員の苦情・相談処理に要する時間も長時間となっていることから平成11年度から相談員を1人設置することとした。

2 事業開始年度から平成14年度までの実施状況

年 度	6	7	8	9	10	11	12	13	14
苦情・相談件数	85	120	130	239	240	395	421	436	586

苦情・相談があった場合、相談員は「貸金業関係苦情受付処理状況票」を作成し、さらに、これを要約した「貸金業関係苦情内容・処理結果一覧表」で苦情の内容、処理結果及び苦情の相手方等を課長まで報告している。

また、年に4回、受付状況、苦情の内容、紹介先及び処理結果を国（財務局）に「貸金業関係苦情処理総括表」により報告している。

これによると苦情・相談内容は、債務整理に係るもの、法令等違反に係るもの以外のもの及び法令等違反に係るものの3種類に類型化され、法令等違反に係るもの以外のものの件数が年々増加している傾向にある。

貸金業者には県知事登録業者、国の財務局長登録業者及び無登録業者があり、苦情の相手方が県知事登録業者以外の業者である場合は、県の指導・監督が及ばないものであるが、そういう場合であっても相談に応じ、その内容に応じて担当する機関へ連絡するようアドバイスをしている。

同課以外の苦情・相談の窓口としては、県の機関では青森県消費生活センター及び警察、県以外の機関では貸金業協会、弁護士会、裁判所及び財務局等がある。

ア 広報について

平成11年度に実施した行政事務監査（対象事務：相談業務）において貸金業相談については、広報活動が十分に行われていない旨の監査の結果に関する報告を提出し、公表している。

その後の実施状況を聴取したところ、12年度から14年度までラジオ広報を毎年1回実施しているだけであり、県のホームページ上の相談窓口案内にもっていない状況にある。

3 事務事業の目標とする指標と実績の関係

(平成15年8月5日現在)

指標	指標名 (指標式)			H11	H12	H13	H14	目標年度 (H)
成果 指標	指標1	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	—
活動量 指標	指標2	貸金業関係苦情・相談受付件数	目標	—	—	—	—	—
			実績	395	421	436	586	—
効率性 指標	—	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	—

4 予算の執行状況と事業目的との関係

当該事業のため執行されている。

【問題点等】

1 予算執行上の問題点

特になし。

2 事務事業執行上の意見等

- (1) 評価指標の一部が設定されていないので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。
- (2) 広報活動が十分に行われていないので、今後は積極的な広報活動に努める必要がある。

事務事業名	集団化診断事業	所管課	経営振興課
--------------	---------	------------	-------

【予算科目】

款：商工費 項：商工費 目：経営振興費 細目：近代化診断費
 事業：近代化診断費(10細事業)
 細事業：集団化診断事業

【施策体系】

その他行政事務（サービス）経費

【事業の目的】

中小企業高度化事業制度を活用し集団化を実施する団地組合に対して診断を実施し、高度化資金貸付の妥当性の判断や、組合運営の円滑化を図る。

中小企業高度化事業制度とは、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金面から支援する制度。

集団化事業とは、中小企業者が事業協同組合などを設立し、移転計画を作成したうえで、適地に集団で移転し、すべての組合員が一の団地（又は建物）の内部に施設を設置するとともに、適切な共同事業を実施することによって、経営体質の抜本的改善を図る事業。

【事業の概要】

集団化を実施した組合の診断

【執行計画の有無】 無

（予算要求時の資料に基づき実施）

【予算の状況】

（単位 千円）

当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備 考
2,404	0	2,404	2,313	91	96.2	決算額は監査調書上の数字
			2,313	91	96.2	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字
			2,313	91	96.2	決算額は監査で確認した結果の数字

（節別内訳）

（単位 千円）

節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C
旅費	1,088	998	90	998	90	998	90
需用費	926	926	0	926	0	926	0
役務費	180	180	0	180	0	180	0
備品購入費	210	209	1	209	1	209	1
計	2,404	2,313	91	2,313	91	2,313	91

※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。

<補正をしている場合はその理由> 該当なし

<一つの節で10万円以上の不用額> 該当なし

<一つの節で10万円以上の超過額> 該当なし

【監査の概要】

1 事務事業を実施するに至った背景

中小企業高度化事業は、高度化資金貸付時並びに貸付後に診断を実施することとされている。
 中小企業高度化事業の運用について（平成 11.7.1 付け 11 庁企第 4 号）（抜粋）

I 通則

2 診断助言

(1) 貸付けを希望する中小企業者は、高度化事業計画を作成する初期の段階から都道府県に相談してその助言を受けるものとし、都道府県は、積極的に相談指導又は事前指導等を実施するものとする。

(2) 貸付けを行う高度化事業については、診断を実施するものとし、次の区分によりそれぞれ

責任をもって行うものとする。(以下略)

ア 集団化診断事業対象組合

組 合 名	設立年月日	組合員数			高度化資金残高 (H15. 3. 31 現在)
		12	13	14	
(協) 青森総合卸センター	S42. 10. 23	138	140	135	1, 013, 431 千円
(協) 八戸総合卸センター	S44. 1. 11	64	66	65	3, 194, 555 千円
(協) 八戸流通センター	S61. 9. 27	42	43	43	2, 613, 671 千円
八戸企業団地(協)	S56. 8. 11	10	9	9	1, 486, 841 千円
弘前機能性食品開発(協)	S63. 11. 16	6	6	6	899, 208 千円
八戸水産加工団地(協)	S48. 11. 6	24	23	20	744, 774 千円

イ 集団化診断後の対応

診断後は報告書を作成し、診断を実施した組合及び高度化資金の貸付けを実施している商工政策課に提出。

報告書には定められた様式は無いが、診断の結果、重要と思われる事項については「勧告」、その他の事項については「助言」と区別して記載している。

2 事業開始年度から平成 14 年度までの実施状況

年 1 回は、各組合の診断を実施してきている。

3 事務事業の目的とする指標と実績の関係

(平成 15 年 8 月 19 日現在)

指標	指標名 (指標式)			H11	H12	H13	H14	目標年度 (H19)
成 果 指 標	指標 1	高度化資金償還件数率 (診断組合中高度化資金償還件数/診断件数)	目標	1	1	1	1	—
			実績	1	1	1	1	
活動量 指 標	指標 2	診断件数	目標	6	6	6	6	—
			実績	6	6	6	6	
効率性 指 標	—	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	

4 予算の執行状況と事業目的との関係

当該事業のために執行されている。

近代化診断費は、10 の細事業から構成されており、当該事業以外には、集団化診断事後助言事業、施設集約化診断事業、施設集約化事後助言事業等がある。

診断を実施するために組合に入った場合でも、事後助言を行う場合もあり、旅費等の費用を事業毎に分けることは難しいが、効率的な事務執行が行われていると考えられる。

そのため、平成 15 年度において実施した事務事業評価は当該事業と事後助言事業を統合して実施しているものである。

【問題点等】

1 予算執行上の問題点

特になし。

2 事務事業執行上の意見等

評価指標の一部が設定されていないので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。